（削る）

（削る）

（四十一）	法第六十二条の規定が適用される建築物	（略）	その他法第六十二条の規定に適合することの確認に必要な図書
			令第百三十六条の二の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項

（四十一）	法第六十二条の規定が適用される建築物	法第六十二条第一項の規定が適用される建築物	配置図	令第百三十六条の二第一号に規定する隣地境界線等及び道路中心線の位置
			各階平面図	開口部及び防火設備の位置
				令第百三十六条の二第八号に規定する区画の位置
			二面以上の断面図	換気孔の位置及び面積
				窓の位置及び面積
			二面以上の立面図	令第百三十六条の二第二号に規定する開口部の面積
			耐火構造等の構造詳細図	主要構造部、軒裏、床及びその直下の天井、屋根及びその直下の天井の断面並びに防火設備の構造、材料の種別及び寸法
		法第六十二条第二項の規定が適用される建築物	配置図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置
			二面以上の立面図	延焼のおそれのある部分の門又は塀の位置
			耐火構造等の構造詳細図	外壁及び軒裏の断面の構造、材料の種別及び寸法
（四十二）	法第六十三条の規定が適用される建築物	（略）	その他法第六十三条の規定に適合することの確認に必要な図書	
			令第百三十六条の二の二に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	
（四十三）	法第六十四条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置	